

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
害虫駆除清掃役務	仕様書番号	EYB-Z-100218
	承認	
	作成	令和7年 7月 3日
	変更	
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊用賀駐屯地で実施する薬品工場害虫駆除の清掃役務に関して規定する。

1.2 場所

1.2.1 東京都世田谷区上用賀1-20-1 陸上自衛隊用賀駐屯地

1.2.2 配置図 別紙第1

1.2.3 1号隊舎平面図 別紙第2(466.48㎡)

1.2.4 清掃範囲拡大図 別紙第3

2 役務に関する要求

2.1 一般共通事項

2.1.1 害虫駆除清掃役務に関して、必要な事項を規定する。

2.1.2 害虫駆除清掃役務の実施は、1回とし時期の詳細は官側との調整による。

2.1.3 契約業者は、あらゆる形式の害虫駆除清掃について十分な経験と技術を有し、且つ役務を完全に遂行する能力を完備するものでなければならない。

2.1.4 契約業者は、全省庁統一資格である「建物管理等各種保守管理」の有資格者とし、清掃に必要な関係官公署その他に対する諸手続き及び関係法令・規則条例等を遵守し、その運用と適用は契約業者の負担と責任において行うこと。

2.1.5 本仕様書に規定した以外の事象明記のないもの、または不明事項のある場合は、官側と調整しその指示による。

2.1.6 作業時に際し、建物及び設備等を破損又は損傷した場合は、請負側において補修及び回復を図るものとする。

2.1.7 安全管理は、法規・合法かつ万全に行うものとし、仮に事故発生の場合は請負者がその責任を追うものとする。

2.2 害虫駆除清掃に関する要求

2.2.1 ゴキブリ(茶羽ゴキブリ、黒ゴキブリ)を主体とした害虫駆除をするものとする。

2.2.2 薬品工場内の害虫駆除を行う。

2.2.3 バキューム等でゴキブリの除去を実施した後、ジェル状薬剤によるポイント施工により実施するものとする。

2.2.4 薬品工場内の壁面内部に害虫生息が認められる場合は、建物内側からの薬剤施工を行うものとする。

2.2.5 ビル管法(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)に対応できる薬剤を使用しているものとする。(使用する薬剤は、無臭で人体に安全で医薬品として登録されているものとする。)

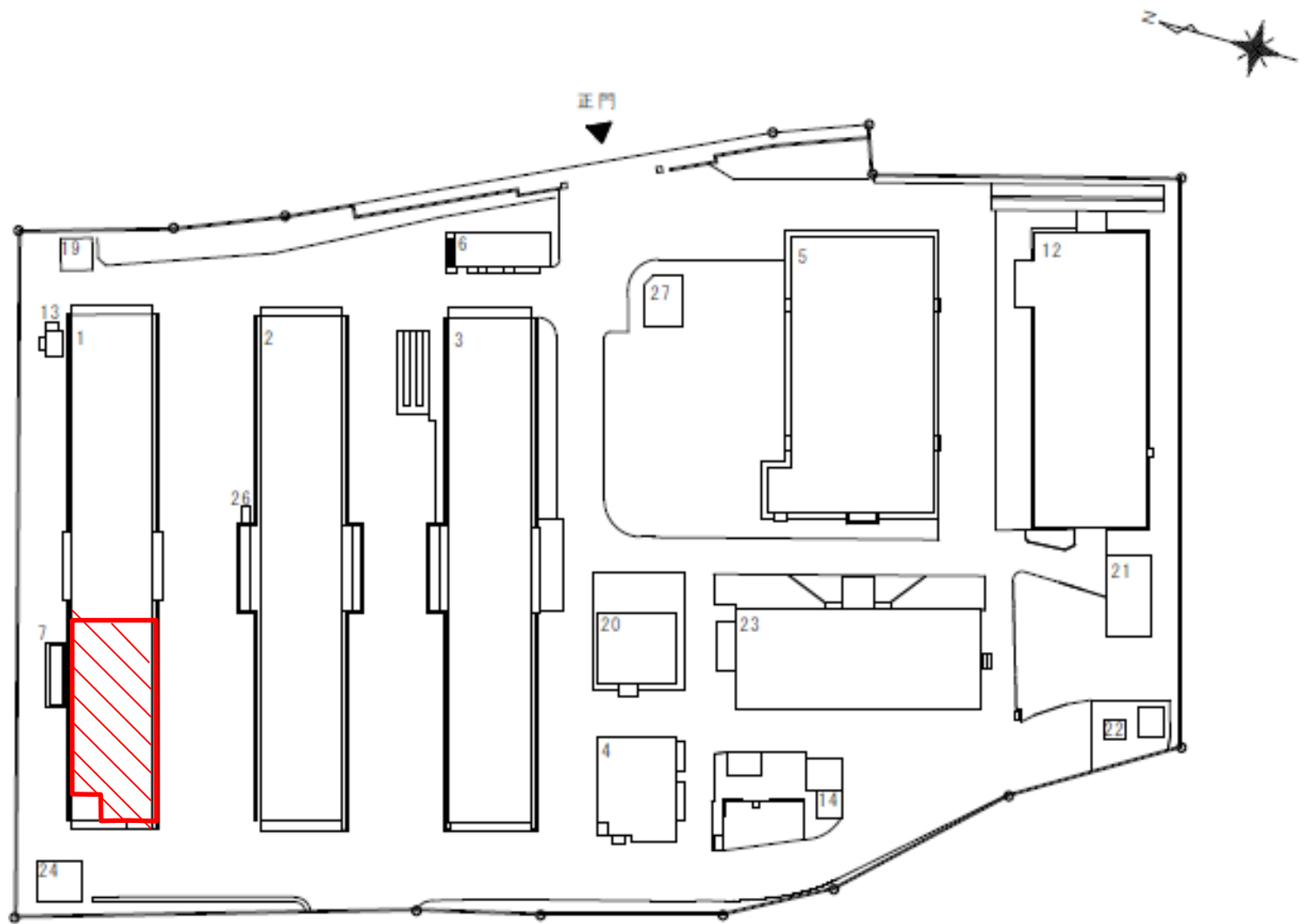
3 その他の指示

3.1 据付等に必要な消耗品等は、すべて請負者の負担とする。

3.2 害虫防除及び薬品工場内衛生環境報告書を作業終了後に官側に提出するものとする。

3.3 駆除の実施日時については、官側と調整するものとする。

駐(分)屯 地名	用賀駐屯地	図面	配置図	建物 番号	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別紙第1
					1:1,000	7.3.31		



別紙第3
清掃範囲拡大図

水剤調整室、充填小分室	各 53.09㎡
混合・造粒室	35.39㎡
第1打錠室、第2打錠室、製品管理室、乾燥室、し別整粒室、秤量室、副資材庫、軟膏調整室、散剤分包室、錠剤分包室	各 17.70㎡
ホール	16.43㎡
廊下	109.85㎡
便所	21.63㎡
合計	466.48㎡

